

浄化槽設置整備事業費補助金交付申請チェック票

このチェック票で、補助金交付対象であることを確認してから、補助金申請書を提出すること。
(補助金申請時に提出すること)

開始

この建築物は
専用住宅である ☐ いいえ ☐ はい

1/2以上を居住の
用に供している ☐ いいえ ☐ はい

販売目的の住宅
ではない ☐ いいえ ☐ はい

販売目的の住宅を
購入した者である ☐ いいえ ☐ はい

建築確認申請or
浄化槽設置届を
提出している ☐ いいえ ☐ はい

該当する届出書を提出
すること

確認通知書が交付されているor設
置届出書が保健所に受理された日
から10日経過している ☐ いいえ ☐ はい

通知書の交付又は10日経過を待って補
助申請すること

下水道・農集排整備計画区域外、
コミプラ・集中浄化槽整備区域外で
ある ☐ いいえ ☐ はい

合併浄化槽から合併浄化槽へ
の付け替えではない ☐ いいえ ☐ はい

農集排水、コミプラ以外の集合処理施
設に接続されている、合併浄化槽の設
置されている一般住宅からの転居(新
築・増築)ではない ☐ いいえ ☐ はい

集合住宅・市外からの転居(新
築・増築)である
または分家(新築・増築)である ☐ いいえ ☐ はい

設置工事は今年度3月20
日までに完了する ☐ いいえ ☐ はい

翌年度の補助金交付申請の対象
となる

補助金交付申請

補助金交付申請不可

既設の単独浄化槽がある場合の完了報告時に必要な書類

通常の完了報告に提出する書類の他に

- ① 家の建替、増改築など建築確認を要し、単独浄化槽から合併浄化槽への付替の場合
 - ・単独浄化槽の撤去前、撤去中、撤去後のわかる写真
※但し、家の建替、増改築など既に単独浄化槽が撤去されていて写真撮影が不可能な場合は、
単独浄化槽撤去前の最終清掃記録の写しで代用可能
 - ・単独浄化槽廃止届
- ② くみ取りからの付替の場合
 - ・くみ取りであることのわかる写真(1槽、臭突等)
 - ・くみ取り料の領収書の写し
- ③ 家の建替、増改築を伴わず単独浄化槽から合併浄化槽への付替の場合
 - ・単独浄化槽の撤去前、撤去中、撤去後のわかる写真
 - ・単独浄化槽廃止届